

平成29年特定サービス産業実態調査

興行場、興行団調査票記入注意



政府統計

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません。

平成29年7月1日
経済産業省

- 調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
- 調査票の項目で灰色に塗りつぶされている部分がある場合は、その部分に記入する必要はありません。
- ご記入いただきました調査票は、同封の「返信用封筒」を使用して提出してください。
なお、ご記入の内容について問い合わせをすることがありますので、「調査票の記載例」の裏面を記入者（事業所）の控え・保存用として使用してください。
- 【重要】この調査は、事業所単位の調査です。したがって、調査票の調査事項 「事業所名及び所在地」Ⅰ及びⅡへあらかじめプリントされている事業所に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。

<目次>

I. 基本的注意事項	2
II. 調査対象となる事業所	2
III. 調査事項ごとの記入注意	4
1 事業所名及び所在地	4
2 経営組織及び資本金額	4
3 本社・支社別	5
4 事業の形態等	5
5 年間売上高等	6
6 年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	10
7 従業者数	12
参考資料1 「損益計算書」と「年間営業費用」との関係	16
参考資料2 統計法	17

お問合せ先

【経済産業省 特定サービス産業実態調査 実施事務局】

[電話番号] 0120-332-214 (通話料無料)

[受付時間] 9:00~19:00 (土・日・祝日を除く)

I. 基本的注意事項

- (1) 記入は黒のボールペンではつきりと、数字は算用数字で記入してください。
- (2) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。また、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。なお、四捨五入の影響で内訳の計と合計が一致しない場合は、最も大きい項目で調整してください。
- (3) 割合を記入する場合は必ず整数で記入してください。例えば、6.3%は6%、1.5%は2%と小数点以下を四捨五入してください。なお、合計は100%とします。四捨五入の影響で100%にならない時は、割合の最も大きい区分で調整してください。ただし、調査項目に「***」がある場合は、必ずしも内訳の和が100%にはなりません。
- (4) 記入後に訂正を行う場合は、記入した数値等の上に横線を引き、その上又は横に正しい数値を記入してください（例：2,000 → 3,000）。訂正印は必要ありません。
- (5) この調査は、事業所（興行場、興行団）単位の調査です。したがって調査票には「あなたの事業所」に関する内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。

II. 調査対象となる事業所

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類の小分類802—興行場、興行団のいずれかに属する業務を主たる業務（売上高が最も大きい業務）として営む事業所（興行場、興行団）です。

具体的には、以下の業務を主たる業務として営む事業所が調査の対象となります。

(1) 劇場

- ① 演劇を提供する事業所（劇場）
- ② 劇場（貸しホールを含む。）を賃貸する事業所
- ③ 国・地方公共団体等から劇場の管理・運営を委託されている事業所
※演劇の範囲：一般劇、歌劇（オペラ）、ミュージカル、歌舞伎、人形劇、舞踏、舞踊

(2) 興行場

- ① 音楽、落語、講談、浪曲、漫才、見世物、軽業（かるわざ）などの娯楽を提供する事業所（寄席、演芸場、ライブハウス、サーキット場など）
- ② 野球、サッカー、ボクシング、相撲などの娯楽を提供する事業所（プロ野球興行用の野球場、プロサッカー興行用のサッカー場、ボクシング場、国技館など）

(3) 劇団

- ① 劇団、歌劇団など
- ② フリーの俳優業、芸能プロダクション、コンサート・ツアービジネスなど

(4) 楽団、舞踊団

- ① オーケストラ、舞踊団など
- ② フリーの歌謡歌手業など

(5) 演芸・スポーツ等興行団

- ① 落語家業、講談師業、漫才業、見世物業、軽業（かるわざ）団など
- ② プロ野球団、プロサッカークラブ、ボクシングジム、プロバスケットチーム、和太鼓演奏業など

◆ 国や地方公共団体等から施設の運営等を包括的に代行する指定管理者制度（＊）利用の事業所も調査の対象になります。

（＊）「指定管理者制度」とは、公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・一般財団法人・一般社団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度をいいます。

- ◆ 独立行政法人等が直接管理・運営を行っている施設は、調査対象となります。
- ◆ ただし、以下の業務を主たる業務として営む事業所は、「興行場、興行団」の調査対象とはなりません。
 - ① 競馬場、競輪場、オートレース場、競艇場
 - ② 主としてアマチュア競技を行うための陸上競技場、サッカー場、公営野球場、体育館など
 - ③ 音楽教室、声楽家業
 - ④ 主として飲食を提供するレストラン、バーなど
 - ⑤ 労働者派遣法に基づいて演奏家を派遣する事業所
 - ⑥ 国や地方公共団体の施設で、国や地方公共団体が直接管理・運営を行っている施設（「市民ホール」等）
 - ⑦ 会員のみを対象とする興行場、興行団
 - ⑧ 興行を行っていないボクシングジム（健康、美容などの増進のためのジム）

(参考) 日本標準産業分類

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。

詳細は総務省のホームページをご覧ください。



III. 調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記入注意				
1	事業所名及び所在地	<p>(1) 「I 事業所名」については、あらかじめプリントされている事業所(興行場、興行団)の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの事業所の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに()書きで記入してください。また、事業所名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「II 事業所の所在地」については、あらかじめプリントされている内容(郵便番号、所在地及び電話番号)が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの事業所が実際に事業を行っている場所を記入してください。</p> <p>(3) 「III 本社の所在地」については、あなたの事業所が支社、支店又は営業所である場合に、登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。したがって、あなたの事業所が本社である場合は、この項目に記入する必要はありません。</p> <p>※指定管理者制度利用の事業所(興行場、興行団)の場合は以下の内容を記入してください。</p> <p>「I 事業所名」 指定管理者が管理・運営している施設の名称を記入し、その後に指定管理者の会社名又は団体名を()で記入してください。</p> <p>「II 事業所の所在地」 指定管理者が管理・運営している施設の郵便番号・所在地・電話番号及び指定管理者の電話番号を記入してください。</p> <p>「III 本社の所在地」 国・地方公共団体や外郭団体の管轄部署(委託元)の所在地を記入してください。</p>				
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「I 経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する経営組織の番号を○で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの事業所が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「II 資本金額(又は出資金額)」欄に必ず記入してください。なお、資本金額(株式会社、有限会社)又は出資金額(合資会社、合名会社、合同会社)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。)。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">1 会社</td><td style="width: 70%; padding: 5px;">株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社などをいいます。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 会社以外の法人・団体</td><td style="padding: 5px;">公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)などをいいます。 (※) 「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをおいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「1 会社」となります。</td></tr> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)などをいいます。 (※) 「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをおいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。
1 会社	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社などをいいます。					
2 会社以外の法人・団体	公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)などをいいます。 (※) 「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをおいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。					

番号	調査事項	記入注意						
2	経営組織及び 資本金額	(つづき) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">3 個人経営</td><td style="padding: 5px;">個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同 経営の場合も含みます。</td></tr> </table> <p>(3) 「Ⅲ 公的資本比率」 「公的資本比率」とは、あなたの事業所の「資本金額(又は出資金額)」の中に、国又は地方公共団体等の公的機関から出資等により組み込まれている金額の「資本金額(又は出資金額)」全体に占める割合を記入してください。なお、少数第1位を四捨五入して<u>整数</u>で記入してください。また、公的資本が含まれていない場合は、必ず「0」を記入してください。</p>	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同 経営の場合も含みます。				
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同 経営の場合も含みます。							
3	本社・支社別	<p>「I 事業所の本社・支社別」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの事業所が該当する本社・支社別の番号を○で囲んでください。</p> <p>また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社と子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係はありません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1 単独事業所</td><td style="padding: 5px;">他の場所に、同一経営の本社・本店、支社・支店又は営業所などを持たない単独の事業所をいいます。</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">2 本 社</td><td style="padding: 5px;">他の場所に、同一経営の支社・支店又は営業所があつて、それらのすべてを統括している事業所をいいます。なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">3 支 社</td><td style="padding: 5px;">他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。 ※指定管理者の場合は「3 支社」としてください。</td></tr> </table>	1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店、支社・支店又は営業所などを持たない単独の事業所をいいます。	2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店又は営業所があつて、それらのすべてを統括している事業所をいいます。なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。	3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。 ※指定管理者の場合は「3 支社」としてください。
1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社・本店、支社・支店又は営業所などを持たない単独の事業所をいいます。							
2 本 社	他の場所に、同一経営の支社・支店又は営業所があつて、それらのすべてを統括している事業所をいいます。なお、本社・本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、ほかの事業所は「3 支社」とします。							
3 支 社	他の場所にある本社・本店の統括を受けている事業所をいいます。 ※指定管理者の場合は「3 支社」としてください。							
		◎以下の調査事項(番号4~7)については、あなたの事業所のみの金額(又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。						
4	事業の形態等	<p>(1)「I 事業所の形態」については、次の区分により、あなたの事業所があつてはまる事業所の形態の番号を一つ○で囲んでください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">形態区分</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">事業所の形態</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1 興行場</td><td style="padding: 5px;">演劇、演奏、落語、講談、浪曲、漫才、見世物、軽業(かるわざ)、野球、サッカー、相撲などの娯楽を提供する事業所(興行場)が該当します。主として興行場を賃貸する事業所も含みます。劇場、ライブハウス、サーキット場、野球場、サッカー場などは、こちらに該当します。</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">2 劇団(コンサート・ツアーユニットを除く)</td><td style="padding: 5px;">劇団、歌劇団、フリーの俳優業、芸能プロダクション、声優プロダクションなどが該当します。 コンサート・ツアーユニットは「3 コンサート・ツアーユニット」に、樂団(独立のもの)は「4 樂団、舞踊団」に該当します。</td></tr> </tbody> </table>	形態区分	事業所の形態	1 興行場	演劇、演奏、落語、講談、浪曲、漫才、見世物、軽業(かるわざ)、野球、サッカー、相撲などの娯楽を提供する事業所(興行場)が該当します。主として興行場を賃貸する事業所も含みます。劇場、ライブハウス、サーキット場、野球場、サッカー場などは、こちらに該当します。	2 劇団(コンサート・ツアーユニットを除く)	劇団、歌劇団、フリーの俳優業、芸能プロダクション、声優プロダクションなどが該当します。 コンサート・ツアーユニットは「3 コンサート・ツアーユニット」に、樂団(独立のもの)は「4 樂団、舞踊団」に該当します。
形態区分	事業所の形態							
1 興行場	演劇、演奏、落語、講談、浪曲、漫才、見世物、軽業(かるわざ)、野球、サッカー、相撲などの娯楽を提供する事業所(興行場)が該当します。主として興行場を賃貸する事業所も含みます。劇場、ライブハウス、サーキット場、野球場、サッカー場などは、こちらに該当します。							
2 劇団(コンサート・ツアーユニットを除く)	劇団、歌劇団、フリーの俳優業、芸能プロダクション、声優プロダクションなどが該当します。 コンサート・ツアーユニットは「3 コンサート・ツアーユニット」に、樂団(独立のもの)は「4 樂団、舞踊団」に該当します。							

番号	調査事項	記入注意																				
4	事業の形態等	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>形態区分</th><th>事業所の形態</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 コンサート・ツアーアイ</td><td>音楽コンサート・ツアーアイの興行者が該当します。</td></tr> <tr> <td>4 楽団、舞踊団</td><td>楽団(独立のもの)、オーケストラ(独立のもの)、バンド(独立のもの)、舞踊団、バレエ団などが該当します。</td></tr> <tr> <td>5 プロ野球球団</td><td>日本野球機構、独立リーグなどに加盟しているプロ野球球団が該当します。</td></tr> <tr> <td>6 プロサッカーチーム</td><td>日本プロサッカーリーグなどに加盟しているプロサッカーチームが該当します。</td></tr> <tr> <td>7 その他の演芸・スポーツ・興行団等</td><td>寄席出演業、見世物業、曲芸・軽業(かるわざ)団、ボクシングジム、浪曲興行、プロレス協会、落語家業、音曲業、漫才業など、上記1から6に該当しない興行団。</td></tr> </tbody> </table> <p>(2)「II 事業所の運営主体」については、劇場、ホールなどを持たない興行団は記入する必要はありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>運営区分</th><th>事業所の運営主体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 自主運営</td><td>自らが所有する又は、1年以上長期にわたる賃借を受けて運営している場合。</td></tr> <tr> <td>2 国・地方公共団体からの管理運営委託</td><td>国・地方公共団体から運営を委託されている場合。</td></tr> <tr> <td>3 その他</td><td>主として他に賃貸することを目的としている場合。</td></tr> </tbody> </table>	形態区分	事業所の形態	3 コンサート・ツアーアイ	音楽コンサート・ツアーアイの興行者が該当します。	4 楽団、舞踊団	楽団(独立のもの)、オーケストラ(独立のもの)、バンド(独立のもの)、舞踊団、バレエ団などが該当します。	5 プロ野球球団	日本野球機構、独立リーグなどに加盟しているプロ野球球団が該当します。	6 プロサッカーチーム	日本プロサッカーリーグなどに加盟しているプロサッカーチームが該当します。	7 その他の演芸・スポーツ・興行団等	寄席出演業、見世物業、曲芸・軽業(かるわざ)団、ボクシングジム、浪曲興行、プロレス協会、落語家業、音曲業、漫才業など、上記1から6に該当しない興行団。	運営区分	事業所の運営主体	1 自主運営	自らが所有する又は、1年以上長期にわたる賃借を受けて運営している場合。	2 国・地方公共団体からの管理運営委託	国・地方公共団体から運営を委託されている場合。	3 その他	主として他に賃貸することを目的としている場合。
形態区分	事業所の形態																					
3 コンサート・ツアーアイ	音楽コンサート・ツアーアイの興行者が該当します。																					
4 楽団、舞踊団	楽団(独立のもの)、オーケストラ(独立のもの)、バンド(独立のもの)、舞踊団、バレエ団などが該当します。																					
5 プロ野球球団	日本野球機構、独立リーグなどに加盟しているプロ野球球団が該当します。																					
6 プロサッカーチーム	日本プロサッカーリーグなどに加盟しているプロサッカーチームが該当します。																					
7 その他の演芸・スポーツ・興行団等	寄席出演業、見世物業、曲芸・軽業(かるわざ)団、ボクシングジム、浪曲興行、プロレス協会、落語家業、音曲業、漫才業など、上記1から6に該当しない興行団。																					
運営区分	事業所の運営主体																					
1 自主運営	自らが所有する又は、1年以上長期にわたる賃借を受けて運営している場合。																					
2 国・地方公共団体からの管理運営委託	国・地方公共団体から運営を委託されている場合。																					
3 その他	主として他に賃貸することを目的としている場合。																					
5	年間売上高等	<p>(1) 「I 事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」</p> <p>① 事業所の年間売上高については、<u>あなたの事業所が平成28年1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u> なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。</p> <p>② 指定管理者制度により国、地方公共団体等から施設の運営等を包括的に代行している事業所が記入する場合は、年間売上高には、入場料・興業収入又は賃貸収入の他に、地方公共団体等からの指定管理料(委託料)を含めて記入してください。</p> <p>③ 国、地方公共団体等の公的機関から補助金又は助成金を受けている企業、団体については、当該年度の補助金又は助成金を年間売上高に含めて記入してください。</p> <p>④ 本社・支社(営業所)間又は支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、当該年間売上高には、提供価格又は振替仕切額(提供価格又は振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。</p> <p>⑤ 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入(いわゆる営業外収入)は含めないでください。</p>																				

番号	調査事項	記入注意																																
5	年間売上高等	<p>(2) 「II Iの「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別売上高」</p> <p>①上記(1)の「I」欄で記入した「事業所の年間売上高」について、「興行場、興行団業務」及び「その他業務」に分けて業務別年間売上高を記入してください。</p> <p>②「興行場、興行団業務」の内容については、本記入注意の「II. 調査対象となる事業所」に記載されている業務(2~3頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。</p> <p>③「その他業務」には興行場、興行団業務以外の事業(業務)の売上高を記入してください。売上高の記入がある場合には、調査票上の矢印に従って「その他業務の内訳」の項目欄に、該当する業務の売上高割合を記入してください。</p> <p>例えば、売店(直営)の売上については「その他業務の内訳」の表の「卸売・小売業務」の「売店(直営)」欄に含め、「その他業務」全体の売上に対する「卸売・小売業務」の売上高の割合を整数で記入してください。</p> <p>なお、「その他業務の内訳」の項目欄における業務の内容については、以下の区分に従ってください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">業務区分</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">業務例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">興行場、 興行団業務</td> <td style="padding: 2px;">○劇場、興行場、劇団、楽団、舞踊団、演芸・スポーツ等興行団</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">製造業務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">○食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維(衣服・その他の繊維製品を含む)、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具、その他の製品の製造業務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">卸売・小売業務</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">売店(直営)</td> <td style="padding: 2px;">○プログラム、記念品、飲食料品販売など</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">その他</td> <td style="padding: 2px;">○記念品卸売、用品通信販売など</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">不動産業務</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">駐車場(直営)</td> <td style="padding: 2px;">○直営駐車場</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">その他</td> <td style="padding: 2px;">○不動産売買・賃貸・管理など</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">飲食店、宿泊業務</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">食堂(直営)</td> <td style="padding: 2px;">○併設の直営食堂、直営レストランなど</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">その他</td> <td style="padding: 2px;">○直営の宅配飲食サービス、ケータリングサービスなど</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">サービス業務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">○併設の遊園地、テーマパーク、遊技場、ゲームセンターなど</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">○併設の入浴施設、スイミングスクール、ゴルフ教室など (次頁につづく)</td> </tr> </tbody> </table>	業務区分	業務例示	興行場、 興行団業務	○劇場、興行場、劇団、楽団、舞踊団、演芸・スポーツ等興行団	製造業務		○食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維(衣服・その他の繊維製品を含む)、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具、その他の製品の製造業務		卸売・小売業務		売店(直営)	○プログラム、記念品、飲食料品販売など	その他	○記念品卸売、用品通信販売など	不動産業務		駐車場(直営)	○直営駐車場	その他	○不動産売買・賃貸・管理など	飲食店、宿泊業務		食堂(直営)	○併設の直営食堂、直営レストランなど	その他	○直営の宅配飲食サービス、ケータリングサービスなど	サービス業務		○併設の遊園地、テーマパーク、遊技場、ゲームセンターなど		○併設の入浴施設、スイミングスクール、ゴルフ教室など (次頁につづく)	
業務区分	業務例示																																	
興行場、 興行団業務	○劇場、興行場、劇団、楽団、舞踊団、演芸・スポーツ等興行団																																	
製造業務																																		
○食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維(衣服・その他の繊維製品を含む)、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具、その他の製品の製造業務																																		
卸売・小売業務																																		
売店(直営)	○プログラム、記念品、飲食料品販売など																																	
その他	○記念品卸売、用品通信販売など																																	
不動産業務																																		
駐車場(直営)	○直営駐車場																																	
その他	○不動産売買・賃貸・管理など																																	
飲食店、宿泊業務																																		
食堂(直営)	○併設の直営食堂、直営レストランなど																																	
その他	○直営の宅配飲食サービス、ケータリングサービスなど																																	
サービス業務																																		
○併設の遊園地、テーマパーク、遊技場、ゲームセンターなど																																		
○併設の入浴施設、スイミングスクール、ゴルフ教室など (次頁につづく)																																		

番号	調査事項	記入注意						
5	年間売上高等	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務区分</th><th>業務例示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の業務</td><td> <p>サービス業務(つづき)</p> <p>○専門・技術サービス業(法律・特許・司法書士・公認会計士・税理士・社会保険労務士等の事務所、デザイン業、経営コンサルタント業など)、洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、娯楽業(映画館、ゴルフ場・ボウリング場等のスポーツ施設、パチンコホール等の遊戯場、カラオケボックス業など)、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、技術サービス業(土木建築サービス業、機械設計業、商品検査業、計量証明業など)、建物サービス業、職業紹介・労働者派遣業、警備業などの業務(事業)</p> </td></tr> <tr> <td>その他の業務</td><td> <p>※上記以外のすべての業務(事業)をいいます。</p> <p>○農業、林業、漁業、鉱業、建設業(一般土木建築工事業、電気工事業など)、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業(鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、こん包業、運輸施設提供業など)、金融業・保険業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業など)など)などの業務(事業)</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 「III 「興行場、興行団業務」の収入種類別年間売上高」</p> <p>上記(2)の「II」欄で記入した「興行場、興行団業務」の年間売上高について、興行の種類(「スポーツ」、「演劇」、「演芸」、「音楽」、「美術」、「イベント」、「その他」)ごとに、収入の種類別(「入場料・興行収入」、「賃貸収入」、「その他の収入」)に区分して年間売上高の内訳を記入してください。</p> <p>【興行の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① スポーツ プロ野球、プロサッカー、大相撲、プロボクシング、プロレスなど ② 演劇 演劇、歌劇、歌舞伎、人形劇、ミュージカル、バレエ、日本舞踊、お芝居・歌謡ショー(二部構成)など ③ 演芸 落語、漫才、講談、浪曲、見世物、軽業(かるわざ)、曲芸など ④ 音楽 各種音楽コンサート(ポピュラー音楽、クラシック音楽等)、演奏会、ディナーショーなど ⑤ 美術 絵画展、展覧会、書道展、彫刻展など ⑥ イベント 感謝祭、運動会、諸集会、講演会、映画上映、各種催し ⑦ その他 上記①～⑥に該当しないもの 	業務区分	業務例示	その他の業務	<p>サービス業務(つづき)</p> <p>○専門・技術サービス業(法律・特許・司法書士・公認会計士・税理士・社会保険労務士等の事務所、デザイン業、経営コンサルタント業など)、洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、娯楽業(映画館、ゴルフ場・ボウリング場等のスポーツ施設、パチンコホール等の遊戯場、カラオケボックス業など)、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、技術サービス業(土木建築サービス業、機械設計業、商品検査業、計量証明業など)、建物サービス業、職業紹介・労働者派遣業、警備業などの業務(事業)</p>	その他の業務	<p>※上記以外のすべての業務(事業)をいいます。</p> <p>○農業、林業、漁業、鉱業、建設業(一般土木建築工事業、電気工事業など)、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業(鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、こん包業、運輸施設提供業など)、金融業・保険業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業など)など)などの業務(事業)</p>
業務区分	業務例示							
その他の業務	<p>サービス業務(つづき)</p> <p>○専門・技術サービス業(法律・特許・司法書士・公認会計士・税理士・社会保険労務士等の事務所、デザイン業、経営コンサルタント業など)、洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、娯楽業(映画館、ゴルフ場・ボウリング場等のスポーツ施設、パチンコホール等の遊戯場、カラオケボックス業など)、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、技術サービス業(土木建築サービス業、機械設計業、商品検査業、計量証明業など)、建物サービス業、職業紹介・労働者派遣業、警備業などの業務(事業)</p>							
その他の業務	<p>※上記以外のすべての業務(事業)をいいます。</p> <p>○農業、林業、漁業、鉱業、建設業(一般土木建築工事業、電気工事業など)、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業(鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、こん包業、運輸施設提供業など)、金融業・保険業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業など)など)などの業務(事業)</p>							

番号	調査事項	記入注意
5	年間売上高等	<p>【収入の種類】</p> <p>① 入場料・興行収入 入場料収入、鑑賞料金などの収入</p> <p>② 貸貸収入 劇場等の興行施設の貸貸収入</p> <p>③ その他の収入 ロイヤリティ収入、テレビ放映権収入、寄付・助成金及び補助金、広告料収入など ※入場料、鑑賞料金を個々に徴収しない巡回公演(学校、幼稚園、イベントなど)の収入はここに含めてください。</p> <p>(4) 「IV その他の収入の内訳」 上記(3)の「その他の収入」の年間売上高の合計が100%になるように、次の区分に従って構成比を<u>整数</u>で記入してください。</p> <p>① ロイヤリティ収入 所属俳優等の肖像権収入、印税、興行場等の命名権収入など</p> <p>② テレビ放映権収入 テレビ放映権収入、ラジオ放映権収入</p> <p>③ 寄付・助成金及び補助金 企業、個人、団体、地方公共団体等からの寄付、助成金、補助金</p> <p>④ 広告料収入 広告料収入</p> <p>⑤ その他 上記①～④に該当しないもの(芸能人の出演料収入、巡回公演等)</p> <p>(5) 「V 年間入場者数(入場料収入が発生した入場者数)」 <u>平成28年1月1日から12月31日までの1年間に主催した興行</u>のうち入場料を支払って入場した人数を記入してください。</p> <p>(6) 「VI 年間興行回数(入場料収入が発生した興行)」 <u>平成28年1月1日から12月31日までの1年間に主催した興行</u>のうち入場料を徴収した興行の回数を記入してください。 以下の(7)、(8)は、事業所所有の劇場、興行場について記入してください。</p> <p>(7) 「VII 入場可能定員数」 可動席を含めた観客席の標準的な席数を記入してください。また、立ち見専用の観客スペースについては、標準的な収容人数を定員数に含めてください。ただし、通路、階段等は観客スペースから除きます。</p> <p>(8) 「VIII 年間使用日数」 <u>平成28年1月1日から12月31日までの1年間に</u>、使用した劇場、ホールの使用日数を記入してください。また、複数の劇場、ホール等の施設がある場合は、最も使用日数が多い日数を記入します。使用日数には、公演日以外の練習用として使用した日数、他の事業所へ賃貸した日数も含みます。</p>

番号	調査事項	記入注意																
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<p>(1) 「I 事業所(企業ではありません。)の年間営業費用(消費税額を含む。)」 「年間営業費用」には、損益計算書の「売上原価」と「販売費及び一般管理費」両方の金額に消費税額を含めて記入してください(回答は「事業所単位」)。</p> <p>例えば、「給与支給総額」には、「売上原価」の人物費と「販売費及び一般管理費」の給与手当や役員報酬を合算して記入してください。</p> <p>また、「外注費」のように「売上原価」と「販売費及び一般管理費」両方にある勘定項目は合算して記入してください。(16頁【参考資料1】参照)</p> <p>① <u>年間営業費用</u>には、<u>あなたの事業所の平成28年1月1日から12月31日までの1年間の営業費用を記入してください。</u></p> <p>なお、平成28年1月1日から12月31日までの1年間で記入できない場合は、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>② 年間営業費用には、営業外費用(支払利息、割引料、為替差損等)は含めないでください。</p> <p>③ 年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用区分</th><th>費用例示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与支給総額</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○平成28年1月1日から12月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。 </td></tr> <tr> <td>選手契約料・出演契約料</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○所属選手との契約料、出演者との出演契約料を記入してください。 </td></tr> <tr> <td>施設管理費</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○興行場の施設管理に要した費用を記入してください。また、施設管理を業務委託している場合には、「外注費」に含めないで「施設管理費」に含めて記入してください。 </td></tr> <tr> <td>減価償却費</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置、無形固定資産(ソフトウェア等)などの償却費を記入してください。 </td></tr> <tr> <td>広告宣伝費</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)を記入してください。 </td></tr> <tr> <td>外注費</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。 </td></tr> <tr> <td>賃借料 土地・建物</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。 </td></tr> </tbody> </table>	費用区分	費用例示	給与支給総額	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年1月1日から12月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。 	選手契約料・出演契約料	<ul style="list-style-type: none"> ○所属選手との契約料、出演者との出演契約料を記入してください。 	施設管理費	<ul style="list-style-type: none"> ○興行場の施設管理に要した費用を記入してください。また、施設管理を業務委託している場合には、「外注費」に含めないで「施設管理費」に含めて記入してください。 	減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> ○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置、無形固定資産(ソフトウェア等)などの償却費を記入してください。 	広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ○ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)を記入してください。 	外注費	<ul style="list-style-type: none"> ○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。 	賃借料 土地・建物	<ul style="list-style-type: none"> ○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。
費用区分	費用例示																	
給与支給総額	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年1月1日から12月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○事業所で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。 																	
選手契約料・出演契約料	<ul style="list-style-type: none"> ○所属選手との契約料、出演者との出演契約料を記入してください。 																	
施設管理費	<ul style="list-style-type: none"> ○興行場の施設管理に要した費用を記入してください。また、施設管理を業務委託している場合には、「外注費」に含めないで「施設管理費」に含めて記入してください。 																	
減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> ○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置、無形固定資産(ソフトウェア等)などの償却費を記入してください。 																	
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ○ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)を記入してください。 																	
外注費	<ul style="list-style-type: none"> ○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。 																	
賃借料 土地・建物	<ul style="list-style-type: none"> ○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。 																	

番号	調査事項	記入注意																				
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">費用区分</th> <th>費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃借料 へつ づき)</td> <td>機械・ 装置</td> <td>情報通信機器</td> <td> ○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機（パソコン、サーバーなど）、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 </td> </tr> <tr> <td>食堂・売店 (直営) 売上原価</td> <td>その他</td> <td></td> <td> ○自動車、複写機・プリンタなど、「情報通信機器」以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td> ○次の算式により算出してください。 算出が困難な場合は仕入額を売上原価としてください。 $(\text{売上原価} = \text{期首商品棚卸高} + \text{当期商品仕入高} - \text{期末商品棚卸高})$ </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td> ○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 支払手数料、水道光熱費、旅費、交通費、通信費、仕入高（商品・原材料・部品などの仕入高）、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料、派遣労務費、福利厚生費、租税公課など。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は16頁を参照してください。</p> <p>(2) 「Ⅱ 事業所の過去1年間における営業用固定資産取得額（消費税額を含む。）」</p> <p>① 「事業所の営業用固定資産取得額」には、平成28年1月1日から12月31日までの1年間に新たに取得した資産（新品、中古品、建物など）の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。 なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の固定資産取得額を記入してください。</p> <p>② 年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。 ③ 年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。 （12頁参照）</p>	費用区分			費用例示	賃借料 へつ づき)	機械・ 装置	情報通信機器	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機（パソコン、サーバーなど）、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	食堂・売店 (直営) 売上原価	その他		○自動車、複写機・プリンタなど、「情報通信機器」以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。				○次の算式により算出してください。 算出が困難な場合は仕入額を売上原価としてください。 $(\text{売上原価} = \text{期首商品棚卸高} + \text{当期商品仕入高} - \text{期末商品棚卸高})$				○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 支払手数料、水道光熱費、旅費、交通費、通信費、仕入高（商品・原材料・部品などの仕入高）、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料、派遣労務費、福利厚生費、租税公課など。
費用区分			費用例示																			
賃借料 へつ づき)	機械・ 装置	情報通信機器	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機（パソコン、サーバーなど）、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																			
食堂・売店 (直営) 売上原価	その他		○自動車、複写機・プリンタなど、「情報通信機器」以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																			
			○次の算式により算出してください。 算出が困難な場合は仕入額を売上原価としてください。 $(\text{売上原価} = \text{期首商品棚卸高} + \text{当期商品仕入高} - \text{期末商品棚卸高})$																			
			○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 支払手数料、水道光熱費、旅費、交通費、通信費、仕入高（商品・原材料・部品などの仕入高）、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料、派遣労務費、福利厚生費、租税公課など。																			

番号	調査事項	記入注意																
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産区分</th> <th>資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有形固定資産</td> <td>機械・設備・装置</td> <td>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機(パソコン、サーバーなど)、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く。)の購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物・その他の有形固定資産</td> <td>土地</td> <td>○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td>建物・その他の有形固定資産</td> <td>○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td></td><td>○物的な存在形態を持たない固定資産(法律的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。 例:借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。</td></tr> </tbody> </table>	資産区分		資産例示	有形固定資産	機械・設備・装置	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機(パソコン、サーバーなど)、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置などの購入に要した費用	その他	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く。)の購入に要した費用	建物・その他の有形固定資産	土地	○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用	建物・その他の有形固定資産	○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など	無形固定資産		○物的な存在形態を持たない固定資産(法律的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。 例:借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。
資産区分		資産例示																
有形固定資産	機械・設備・装置	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機(パソコン、サーバーなど)、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置などの購入に要した費用																
	その他	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く。)の購入に要した費用																
建物・その他の有形固定資産	土地	○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用																
	建物・その他の有形固定資産	○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など																
無形固定資産		○物的な存在形態を持たない固定資産(法律的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。 例:借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権などがあります。																
7	従業者数	<p>(1) 従業者数は、平成29年7月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「I 事業所の従業者数」</p> <p>事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。</p> <p>① 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。</p> <p><u>なお、貴事業所において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、「有給役員」以降の該当する部門に含めて記入してください。</u></p> <p><u>(別経営の事業所から派遣されて当該企業に在籍している「個人業主」の人も含まれません。)</u></p> <p>② 上記①において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>③ 「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。</p>																

番号	調査事項	記入注意																
7	従業者数	<p>④ 「うち、別経営の事業所に派遣している人」とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。なお、転籍出向者は人数に含めないでください。</p> <p>⑤ 従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>雇用形態区分</th><th>内容例示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 ○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 ※ 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。 </td></tr> <tr> <td>② 有給役員</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ、役員報酬を受けていない人は除いてください。 </td></tr> <tr> <td>常用雇用者</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○<u>平成29年5月、6月</u>にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人 </td></tr> <tr> <td>③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</td><td>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</td></tr> <tr> <td>④パート・アルバイトなど</td><td>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人（契約社員を含む。）</td></tr> <tr> <td>(就業時間換算雇用者数)</td><td>○「④パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁(※)参照)</td></tr> <tr> <td>⑤臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)</td><td>○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td></tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	①個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<ul style="list-style-type: none"> ○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 ○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 ※ 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。 	② 有給役員	<ul style="list-style-type: none"> ○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ、役員報酬を受けていない人は除いてください。 	常用雇用者	<ul style="list-style-type: none"> ○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○<u>平成29年5月、6月</u>にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人 	③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人	④パート・アルバイトなど	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人（契約社員を含む。）	(就業時間換算雇用者数)	○「④パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁(※)参照)	⑤臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人
雇用形態区分	内容例示																	
①個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<ul style="list-style-type: none"> ○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 ○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 ※ 調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「② 有給役員」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入してください。 																	
② 有給役員	<ul style="list-style-type: none"> ○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ、役員報酬を受けていない人は除いてください。 																	
常用雇用者	<ul style="list-style-type: none"> ○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○<u>平成29年5月、6月</u>にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人 																	
③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人																	
④パート・アルバイトなど	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人（契約社員を含む。）																	
(就業時間換算雇用者数)	○「④パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁(※)参照)																	
⑤臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人																	

番号	調査事項	記入注意
7	従業者数 (つづき)	<p>総計 (①～⑤の合計)</p> <p>○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄までに記入した従業者の合計(総計欄)</p> <p>総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の事業所に派遣している人</p> <p>○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄までに記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人</p> <p>総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人</p> <p>○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄までに記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請として他の会社など別経営の事業所からきて働いている人 ○「選手契約料・出演契約料」の金額欄に記入がある場合には、この欄に記入してください。</p> <p>(※)就業時間換算雇用者数記入例 例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「④パート・アルバイトなど」欄に「4」と記入します。 次に、貴事業所の1週間あたりの所定労働時間が40時間の場合は、 $24 \times 4 \div 40 = 2.4$ となりますので、「就業時間換算雇用者数」には小数点以下四捨五入して「2」と整数で記入してください。</p> <p>(4) 「Ⅱ 「興行場、興行団業務」及び「その他業務のうち食堂・売店(直営)」の部門別事業従事者数」</p> <p>① 事業所の<u>事業従事者数</u>のうち「興行場、興行団業務」に携わる人数を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務（例えば、就業時間数の多かった部門）で区分してください。</p> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <p><u>事業従事者数</u> = 「従業者数 (I 欄の従業者数総計 (①～⑤の合計)) 」 - 「別経営の事業所に派遣している人」 + 「別経営の事業所から派遣されている人」</p> </div>

番号	調査事項	記入注意																						
7	従業者数	<p>② 部門別事業従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <p>なお、1人が複数の部門の業務に従事している場合には、主たる部門に含めてください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門別区分</th><th>内容例示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理・営業部門</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 <p>※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</p> <p>うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門別区分についても同じ)</p> </td></tr> <tr> <td>出札・案内</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○切符売場、場内案内などの業務に従事する人 </td></tr> <tr> <td>制作・公演</td><td> <table border="1"> <tr> <td>企画・ 涉外</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○自主公演又は提携公演のための企画や著作権処理などの渉外業務に従事する人 </td></tr> <tr> <td>選手・ 出演者</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○球団に所属する選手、コーチなど ○劇団に所属する俳優、舞台照明、音響等の舞台機構を操作している人 </td></tr> </table> </td></tr> <tr> <td>施設・機械</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○施設の管理、舞台機構以外の空調等の機械の運転などに従事する人 </td></tr> <tr> <td>その他</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○警備、清掃など上記以外の業務に従事する人 </td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 「うち、別経営の事業所から派遣されている人」は、「統計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「興行場、興行団業務」に従事している人数を内数で各部門別に記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門区分</th><th>内容例示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他業務</td><td> <table border="1"> <tr> <td>食堂・ 売店 (直営)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○興行場、興行団直営の食堂・売店業務に従事する人 </td></tr> </table> </td></tr> </tbody> </table>	部門別区分	内容例示	管理・営業部門	<ul style="list-style-type: none"> ○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 <p>※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</p> <p>うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門別区分についても同じ)</p>	出札・案内	<ul style="list-style-type: none"> ○切符売場、場内案内などの業務に従事する人 	制作・公演	<table border="1"> <tr> <td>企画・ 涉外</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○自主公演又は提携公演のための企画や著作権処理などの渉外業務に従事する人 </td></tr> <tr> <td>選手・ 出演者</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○球団に所属する選手、コーチなど ○劇団に所属する俳優、舞台照明、音響等の舞台機構を操作している人 </td></tr> </table>	企画・ 涉外	<ul style="list-style-type: none"> ○自主公演又は提携公演のための企画や著作権処理などの渉外業務に従事する人 	選手・ 出演者	<ul style="list-style-type: none"> ○球団に所属する選手、コーチなど ○劇団に所属する俳優、舞台照明、音響等の舞台機構を操作している人 	施設・機械	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の管理、舞台機構以外の空調等の機械の運転などに従事する人 	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○警備、清掃など上記以外の業務に従事する人 	部門区分	内容例示	その他業務	<table border="1"> <tr> <td>食堂・ 売店 (直営)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○興行場、興行団直営の食堂・売店業務に従事する人 </td></tr> </table>	食堂・ 売店 (直営)	<ul style="list-style-type: none"> ○興行場、興行団直営の食堂・売店業務に従事する人
部門別区分	内容例示																							
管理・営業部門	<ul style="list-style-type: none"> ○一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 <p>※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</p> <p>うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門別区分についても同じ)</p>																							
出札・案内	<ul style="list-style-type: none"> ○切符売場、場内案内などの業務に従事する人 																							
制作・公演	<table border="1"> <tr> <td>企画・ 涉外</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○自主公演又は提携公演のための企画や著作権処理などの渉外業務に従事する人 </td></tr> <tr> <td>選手・ 出演者</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○球団に所属する選手、コーチなど ○劇団に所属する俳優、舞台照明、音響等の舞台機構を操作している人 </td></tr> </table>	企画・ 涉外	<ul style="list-style-type: none"> ○自主公演又は提携公演のための企画や著作権処理などの渉外業務に従事する人 	選手・ 出演者	<ul style="list-style-type: none"> ○球団に所属する選手、コーチなど ○劇団に所属する俳優、舞台照明、音響等の舞台機構を操作している人 																			
企画・ 涉外	<ul style="list-style-type: none"> ○自主公演又は提携公演のための企画や著作権処理などの渉外業務に従事する人 																							
選手・ 出演者	<ul style="list-style-type: none"> ○球団に所属する選手、コーチなど ○劇団に所属する俳優、舞台照明、音響等の舞台機構を操作している人 																							
施設・機械	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の管理、舞台機構以外の空調等の機械の運転などに従事する人 																							
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○警備、清掃など上記以外の業務に従事する人 																							
部門区分	内容例示																							
その他業務	<table border="1"> <tr> <td>食堂・ 売店 (直営)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○興行場、興行団直営の食堂・売店業務に従事する人 </td></tr> </table>	食堂・ 売店 (直営)	<ul style="list-style-type: none"> ○興行場、興行団直営の食堂・売店業務に従事する人 																					
食堂・ 売店 (直営)	<ul style="list-style-type: none"> ○興行場、興行団直営の食堂・売店業務に従事する人 																							

【参考資料 1】

「損益計算書」と「年間営業費用」との関係

『興行場、興行団調査票の場合』

損益計算書 自 平成××年×月×日 至 平成××年×月×日	特定サービス産業実態調査における 「年間営業費用」項目
I 売上高（営業収入）	
II 売上原価（営業原価）	
・人件費	「給与支給総額」
・選手契約料・出演者契約料	「選手契約料・出演者契約料」
・外注費	「外注費」
・減価償却費	「減価償却費」
・賃借料	「賃借料」
・仕入高（直営食堂の材料や売店の商品仕入額）	「食堂・売店（直営）売上原価」
・仕入高（直営食堂の材料や売店の商品 仕入額を除いた商品・原材料などの仕入高）	
・消耗品費	
・特許、商標等使用料	
など	「その他の営業費用」
III 販売費及び一般管理費	
・販売及び一般管理業務に従事する役員・ 従業員の給料	「給与支給総額」
・賃金・手当（通勤手当を含む。）・賞与	
・施設管理費	「施設管理費」
・減価償却費	「減価償却費」
・広告宣伝費	「広告宣伝費」
・外注費	
・賃借料（パソコン等の情報通信機器賃借料）	「外注費」「賃借料」の「情報通信機器」
・賃借料（「情報通信機器」、「不動産賃借 料」以外の機械・装置賃借料）	「賃借料」の「その他」
・不動産賃借料	「賃借料」の「土地・建物」
・福利厚生費	
・法定福利費	
・販売及び一般管理部門関係の交際費	
・旅費交通費	
・通信費	
・水道光熱費	
・消耗品費	
・租税公課	
・修繕費	
・支払手数料（ロイヤリティを含む。）	
など	「その他の営業費用」
営業利益×××	

本調査における「年間営業費用」には、損益計算書の「売上原価」と「販売費及び一般管理費」の両方の金額に消費税額を含めて記入してください。

例えば、「給与支給総額」には、「売上原価」の人件費と「販売費及び一般管理費」の給与手当や役員報酬の合算を記入してください。

また、「外注費」のように「売上原価」と「販売費及び一般管理費」の両方にある勘定項目は合算して記入してください。

この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づいて行われている基幹統計調査です。

統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

- 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの
- イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
 - ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
 - ハ 國際条約又は國際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他國際比較を行う上において特に重要な統計

第二章 公的統計の作成

（報告義務）

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

（立入検査等）

第十五条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 調査票情報等の保護

（調査票情報等の利用制限）

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあっては、この法律又は当該地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第七章 罰則

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条に規定する基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 二 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

- 二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

メモ

